

デジタルX線撮影システム
(DR システム)

仕様書

山形県立こころの医療センター

1 調達物品名及び数量

品名 デジタル X 線撮影システム 一式

2 調達物品の構成

2-1 X 線平面検出器(FPD)

2-1-1 X 線平面検出器(17×17 インチ) 1 台

2-1-2 X 線平面検出器(14×17 インチ) 1 台

2-1-3 FPD 制御用コンソール(デスクトップ型) 1 台

2-1-4 FPD 制御用コンソール(モバイル PC 型) 1 台

2-2 関連装置及び付属品

2-2-1 端末操作卓(詳細は技術的要件参照) 1 台

2-2-2 グリッド(17×17 インチ) 1 台

2-2-3 グリッド(14×17 インチ) 1 台

2-2-4 グリッド(立位撮影台用 17×17 インチ対応) 1 台

2-2-5 グリッド(臥位撮影台用 17×17 インチ対応) 1 台

2-2-6 ドッキングスタンドまたはディテクタースタンド 2 台

2-2-7 FPD 用バッテリーチャージャ 1 台

2-2-8 FPD 用バッテリーパック(各 FPD に対し 2 台) 4 台

2-2-9 X 線 CONT 接続キット 1 式

2-2-10 デスクトップ用モニター(タッチパネル式) 1 台

2-2-11 バーコードリーダー(1 台は Bluetooth 対応) 2 台

2-2-12 撮影用補助具(詳細は技術的要件参照) 1 式

2-3 その他

2-3-1 ネットワーク接続(既存 RIS 接続含む)

2-3-2 既存 CR 装置の撤去・搬出

2-3-3 各 FPD に対し、初年度保証(1 回の落下保証含む)

3 調達物品の一般的条件

3-1 入札機器は、入札時点で製品化されていること。

3-2 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で関係法令に定められている製造承認を得ていること

3-3 納入する機器は、すべて未使用のものであり、設置までの間に装置の仕様変更等があった場合には、最新の仕様で引き渡すこと。

4 調達物品の特質

4-1 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求条件(以下「技術的要件」)は別紙に示すとおりである。

- 4-2 技術的要件は、必要最小限の要件であり、これを満たさない場合には、落札決定の対象から除外する。
- 4-3 本件調達物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、製作仕様書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

5 搬入及び設置条件

5-1 設置場所

本件調達物品は、山形県立こころの医療センター（山形県鶴岡市北茅原町13番1号）1階診療部検査科X線操作室に設置する。

5-2 搬入

機器搬入は、協議の上、発注者が指定した日、並びに方法により行うこと。
機器の搬入、据付、調整に際しては、これに必要な養生を行い、建物等を破損した場合には直ちに補修すること。

5-3 据付

本件調達物品が有効に稼働するために必要な一切の作業（据付、配線、配管、その他施工条件として示す工事を含む。）について、納入者の負担により行うこと。
十分な耐震対策を講じること。

納品・据付作業については、発注側と打ち合わせの上行うこととし、契約後速やかに発注側と協議し、詳細を決定すること。

6 機器据付後の調整、稼働準備

- 6-1 本件調達物品が有効に稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任を持って行うこと。
- 6-2 本件調達物品の仕様に関し、関係法令上の許可を得る必要がある場合、そのために必要な資料の作成及び申請に対する協力を行うこと。
- 6-3 本件調達物品の使用する者に対し、運用及び保守に必要な知識の説明指導を図ること
- 6-4 日本語操作マニュアルを2部以上備えること。
- 6-5 保守点検作業手順書、医療機器修理業許可書を1部提出すること。
- 6-6 検収に必要な検査要領書を用意すること。
- 6-7 必要に応じて架台、パソコンラックを設置すること。

7 機器の障害に対する支援体制

- 7-1 検収後、1年間は無償保証に応じること。また、この期間、本装置が正常に稼働するように定期的な点検を行うこと。
- 7-2 24時間連絡が取れる体制を備え、故障時には連絡後4時間以内に適切な対応が取れること

- 7-3 本件調達物品に必要な消耗品および交換部品についての安定供給が確保されていること
- 7-4 本件調達物品を使用している限り、必要な消耗品及び故障時の対応について責任を持つこと。
- 7-5 本装置に蓄積される個人情報は個人情報保護法に基づき、取り扱いに十分注意し、漏えい等が発生しないように努めること。
- 7-6 検収終了後、翌年度末までに本装置の機器仕様変更やソフトウェアのバージョンアップが発生した場合には速やかに無償で対応すること。

8 ネットワーク接続

- 8-1 本装置は当院の総合情報システムもしくは放射線情報システム(以下「RIS」)に接続し、運用が滞りなく行われること。
- 8-2 DICOM MWM 機能を有し、当院既設の RIS から関連する検査情報(患者基本情報並びに撮影部位情報など)を取得し、撮影装置側へ撮影条件を送信すること
- 8-3 DICOM MPPS 機能を有し、将来的に撮影条件や被ばく線量などの情報を RIS へ送信できるようにすること。詳細は担当者と協議すること。
- 8-4 詳細な接続仕様及び運用に関しては、当院の経営戦略課情報企画担当及び関係部署と事前協議の上行うこと。
- 8-5 既設の画像サーバーとネットワーク接続を行い、DICOM3.0 規格による Storage・Query / Retrieve に対応し、画像データの送信が可能なこと
- 8-6 将来的に被ばく管理システムなどで線量情報を管理できるように、DICOM 規格線量レポート(DICOM Radiation Dose Structured Report : RDSR)の出力にも対応していること。詳細は担当者と協議すること。
- 8-7 病院の既設のネットワークを使用する場合は、総務経営課情報企画担当及び関係部署への使用許可を得ること
- 8-8 ネットワーク障害が生じた場合には、相互供与により早期普及に努めること。

9 その他施工条件

- 9-1 本件調達物品が必要とする電源容量が、既存の電源容量を超える場合には、必要とする専用電源回路を設けること。
- 9-2 今後導入予定の電子カルテシステム及び RIS にも円滑に接続可能となるように病院とその都度協議の上機器の接続を行うこと
- 9-3 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、病院担当者と協議の上決定するものとする。
- 9-4 本調達に伴う全ての機器の搬入、撤去、据付、調整については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者の指示に従うこと